

# 大分市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

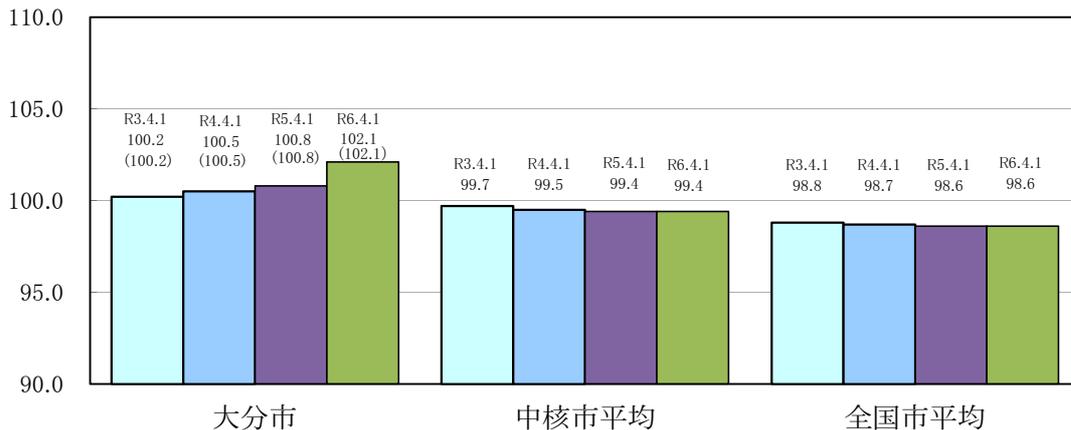
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 474,665	千円 218,441,539	千円 5,216,868	千円 30,344,547	% 13.9	% 14.2

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和5年度	人 3,071	千円 12,009,080	千円 2,744,578	千円 5,565,310	千円 20,318,968	千円 6,616	千円 6,359

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 中核市平均(類似団体平均)とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市におきましては、平成25年度及び平成27年度に給料表の見直しを行い、その効果を見込む中で給料減額措置の緩和を段階的に行い、令和5年12月31日で給料減額措置を終了したところです。  
 今後につきましては、給料水準の高い高齢層の職員が退職していくことにより、徐々にラスパイレス指数は抑制されていくものと考えております。

**(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について**

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し  
 [ **実施** ] 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年7月1日  
 （内容）行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、初任給部分は引き下げず、その他の部分も引下げを緩和。高齢層については、平均改定率を上回る引下げを実施（最大4%引下げ）。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。医師職給料表を除く他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準に準じ、大分市においては非支給。

（参考）

	各年度の支給割合											
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
大分市の支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容について

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国に準じ見直しを実施。（平成27年7月1日実施）

**(5) 特記事項**

（給与減額の状況）

減額実施期間

令和5年4月1日から12月31日

抑制済又は減額措置の内容

（給料）

・令和5年1月より、4級以上1%の給料減額措置を実施。

（その他）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	40.4 歳	322,638 円	393,904 円	351,652 円
大分県	41.5 歳	317,443 円	403,643 円	343,917 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

#### ②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	43.9 歳	274 人	330,369 円	369,009 円	345,909 円
うち清掃職員	42.9 歳	67 人	320,164 円	363,357 円	337,688 円
うち学校給食調理員	45.7 歳	62 人	338,911 円	356,957 円	348,155 円
うち自動車運転手	50.3 歳	12 人	375,658 円	431,211 円	394,742 円
大分県	52.8 歳	160 人	319,997 円	355,474 円	326,890 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
中核市	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円

#### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大分市	37.1 歳	291,920 円	313,643 円
大分県	43.4 歳	353,931 円	392,491 円
中核市	39.8 歳	314,557 円	367,988 円

#### ④公安職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	37.5 歳	314,475 円	394,774 円	343,901 円
中核市	39.0 歳	312,133 円	409,367 円	357,734 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	大分市	大分県	国	
一般行政職	大学卒	203,000 円	203,000 円	196,200 円
	高校卒	175,800 円	171,400 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	175,800 円	169,500 円	—
	中学卒	—	—	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

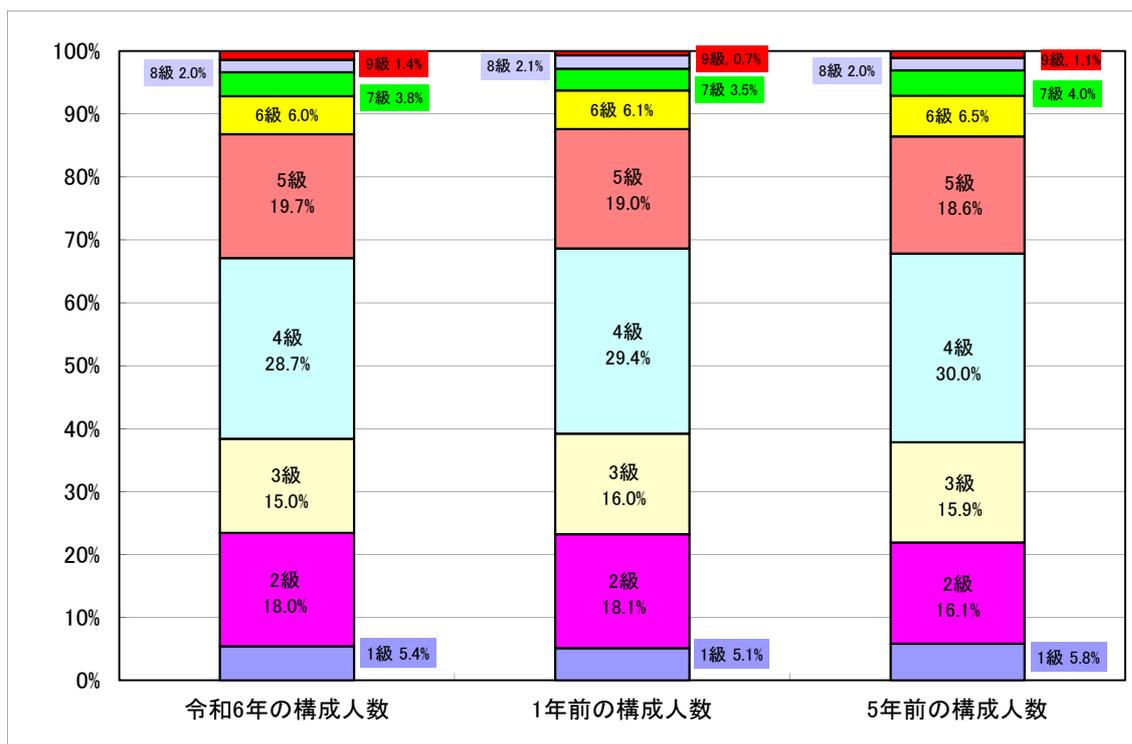
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	279,224 円	362,385 円	391,187 円	407,648 円
	高校卒	242,213 円	329,625 円	369,045 円	383,309 円
技能労務職	高校卒	229,825 円	—	360,300 円	374,443 円
	中学卒	—	—	—	—
公安職	大学卒	290,025 円	—	382,329 円	—
	高校卒	—	—	—	386,725 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

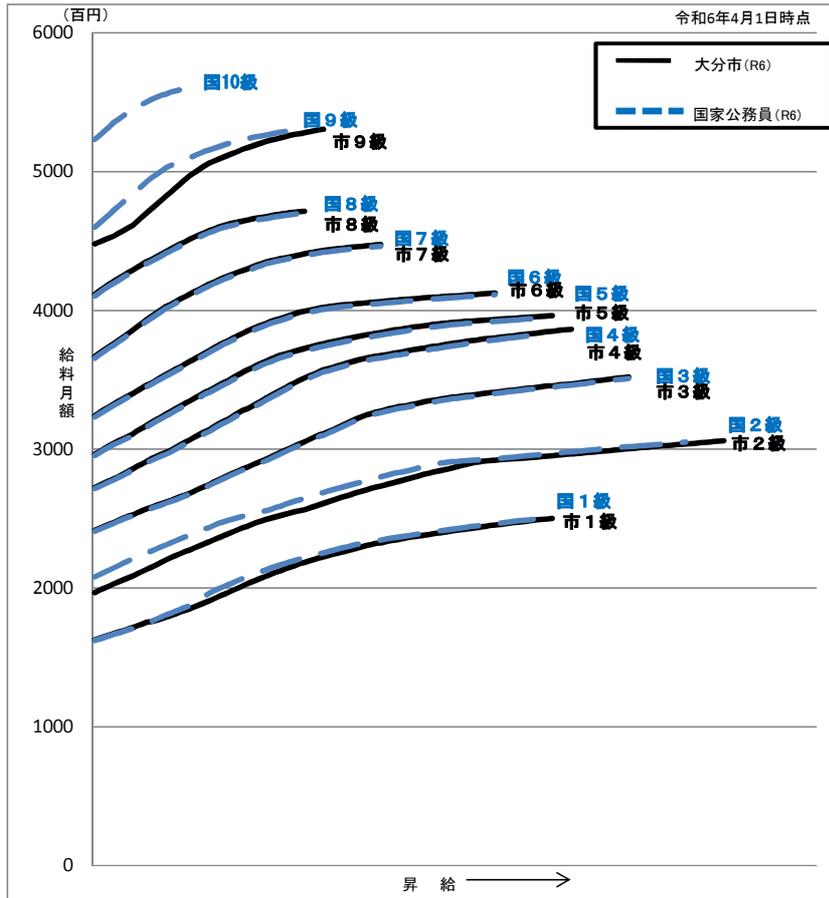
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員の職務	101人	5.4%	162,600円	250,100円
2 級	主事の職務	336人	18.0%	196,700円	306,100円
3 級	主任の職務	281人	15.0%	241,600円	352,100円
4 級	主査の職務	536人	28.7%	272,400円	386,400円
5 級	参事補または主幹の職務	368人	19.7%	296,300円	396,200円
6 級	参事の職務	112人	6.0%	324,100円	412,500円
7 級	課長の職務	71人	3.8%	366,600円	447,500円
8 級	次長の職務	38人	2.0%	411,500円	471,400円
9 級	部長の職務	26人	1.4%	447,900円	530,500円

(注)1 大分市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大分市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

大 分 市	大 分 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,597 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,646 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価活用状況(大分市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

大 分 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 2,056 千円 24,086 千円					

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

**(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)**

支給実績(令和5年度決算)		12,606 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		840,402 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京事務所	20.0 %	11 人	20.0 %
医師	16.0 %	4 人	16.0 %
上記を除く行政職・公安職級料表適用者	0.0 %	人	%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			102.1 (102.1)

**(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)**

支給実績(令和5年度決算)	67,774 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	80,863 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	24.5 %
手当の種類(手当数)	22

※詳細は別紙参照

**(5) 時間外勤務手当**

支給実績(令和5年度決算)	811,250 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	261 千円
支給実績(令和4年度決算)	991,532 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	322 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 1人につき3,500円～11,000円	異なる	支給区分及び支給額	390,571 千円	265,694 円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給 (28,500円上限)	異なる	支給区分及び支給額	302,943 千円	299,647 円
通勤手当	1.交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2.交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 5,600円～26,800円)	異なる	距離区分及び支給額	272,538 千円	99,249 円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	異なる	支給区分及び支給額	299,375 千円	962,620 円
初任給調整手当	医師である職員に支給 (51,900円～309,200円) 獣医師である職員に支給 (3,000円～30,000円)	異なる	-	13,367 千円	1,670,850 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う 単身赴任者に対して支給 30,000円(距離加算あり)	同じ	-	2,736 千円	912,000 円
特地勤務手当	市外地、生活の著しく不便な地に所在する施設に勤務する場合 支給率 1/100	異なる	国 支給割合 4/100～25/100	401 千円	44,537 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 支給率 135/100	同じ	-	198,397 千円	177,140 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた場合 支給率 25/100	同じ	-	40,158 千円	99,648 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 1日6,100円～7,400円(年末年始は5割増)	異なる	国 4,200円～ 20,000円	968 千円	107,556 円
管理職員 特別勤務手当	参事級以上の職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円～18,000円	異なる	国 6,000円～ 12,000円	1,700 千円	33,333 円
義務教育等教員特別手当	認定こども園又は幼稚園に勤務する保育教諭に対して支給 支給率 9/1000	-	-	2,293 千円	27,623 円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区	分	給	料	月	額	等
給 料	市 副	長 市	1,134,000 円 ( )	(参考)中核市における最高/最低額		
				1,180,000 円/	707,000 円	
報 酬	議 副 議	長 議 員	766,000 円 ( )	823,000 円/	584,000 円	
			695,000 円 ( )	747,000 円/	504,000 円	
			641,000 円 ( )	700,000 円/	475,000 円	
期 末 手 当	市 副	長 市	(令和5年度支給割合)			
			3.40	月分		
退 職 手 当	議 副 議	長 議 員	(令和5年度支給割合)			
			3.40	月分		
備 考	市 副	長 市	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
			給料月額×在職月数×45.7/100	24,875,000 円	任期ごと (直近) 市長:令和5年 副市長:令和2年	
			給料月額×在職月数×30.9/100	13,422,000 円		

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 本市条例では、退職手当支給割合について、市長は63/100以内、副市長は40/100以内の割合とし、その手当額について、その都度、議会の議決を経て定めるように規定されている。  
(上記算定方式、1期の手当額、支給時期については直近の支給内容。)

別紙  
一般職員

項目	主な支給対象職員	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価	
1 市税の賦課徴収事務に従事する職員	(ア) 税制課、市民税課、資産税課、納税課又は国保年金課(国民年金室を除く。)に勤務する職員	項目に掲載している職員	給料月額100分の8 ただし、月額12,600円を限度とする。	
	(イ) 市税の滞納差押えにより徴収したもの			徴収1件につき20円及び徴収金額の1,000分の20
	(ウ) 市税滞納者の差押物件の引上げをしたもの			1世帯につき 200円
2 感染症防疫作業に従事した職員	健康課等職員	—	1日につき 530円	
		1,256千円	3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、1日につき4,000円)	
3 生活福祉課に勤務する職員	(ア) 指導監督又は現業を行う職員	項目に掲載している職員	10,181千円 月額 9,700円	
4 行旅病人の保護又は行旅死亡入等の収容作業等に直接従事した職員(第17項の手当の支給を受ける職員を除く。)	福祉保健課等職員	—	病人 1件につき 2,700円 死亡人 1件につき 5,300円	
5 保健所に勤務する職員	(ア) 医師(歯科医師を含む。)	項目に掲載している職員	2,640千円 月額150,000円以内で、市長が定める額	
	(イ) 臨床検査業務に直接従事する職員		305千円 月額 6,800円	
	(ウ) 化学検査業務に直接従事した職員(ア)及び(イ)並びに次項の手当の支給を受ける職員を除く。)		38千円 1日につき 250円	
6 獣医師である職員	衛生課等獣医師	1,123千円	月額 6,700円(市長が別に定める者にあっては、月額10,000円)	
7 保健師である職員	項目に掲載している職員	2,606千円	月額 2,400円	
8 犬、ネコ等のへい死体処理に従事した職員	清掃業務課等担当職員	1,822千円	1体につき 290円	
9 用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は工事補償折衝に直接従事した職員	道路建設課等担当職員	80千円	1日につき 400円	
10 代執行作業に従事した職員	税務担当課等職員	—	1日につき 240円	
11 滞納整理のため半日以上外勤した職員(第11項の手当の支給を受ける職員を除く。)	住宅課等担当職員	—	1日につき 190円	
12 水質分析業務に直接従事した職員	環境分析室等担当職員	443千円	1日につき 250円	
13 都市下水路等において汚泥のしゅんせつ作業等に直接従事した職員	河川課等担当職員	—	1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 370円	
14 しらゆりハイツに勤務する職員	項目に掲載している職員	110千円	月額 2,300円	
15 狂犬病の防疫作業等に直接従事した職員	衛生課等担当職員	256千円	1日につき 330円 ただし、違反犬の捕獲業務に直接従事した場合は、1日につき540円を支給する。	
16 家畜伝染病防疫業務に直接従事した職員	農林水産課等担当職員	—	1日につき 160円	
17 葬斎場に勤務する職員	(ア) 火葬業務に従事する職員	項目に掲載している職員	月額 12,000円	
	(イ) (ア)以外の職員		月額 4,500円	
18 環境部、農林水産部、土木建築部、都市計画部等に勤務する職員で、著しく危険な業務に従事したもの	(ア) 交通遮断をすることなく行う道路維持修繕作業又は測量作業に従事した職員	項目に掲載している職員	—	
	(イ) 工事の監督、検査等で地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足場の悪い場所において作業に従事した職員			1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 240円
	(ウ) 墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以上)で行う工事の監督、測量、検査等の作業に従事した職員			
	(エ) 有毒ガスの発生のおそれのあるマンホール等において調査、検査等の作業に従事した職員			
19 消防職員	(ア) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置に従事した救急救命士である職員	項目に掲載している職員	512千円 1回につき 450円	
	(イ) 潜水器具を着用して潜水業務に従事した職員		112千円 1回につき 410円	
	(ウ) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等が発散している区域、放射性物質等により汚染されている区域その他著しく危険である区域において消防活動に従事した職員		— 1日につき 2,600円	
	(エ) 大規模災害の発生区域において、消防組織法(昭和29年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防活動に従事した職員又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員		89千円 1日につき 1,680円	
20 災害応急作業等に従事した職員	(ア) 道路、河川等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)	項目に掲載している職員	— 1日につき 530円	
	(イ) 道路、河川等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		— 1日につき 350円	
	(ウ) 夜間(日没時から日出時までの間をいう。)(ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		— (ア)又は(イ)の手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額	
	(エ) 市長が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した職員		— (ア)又は(イ)の手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額	
21 子ども家庭支援センターに勤務する職員	(ア) 指導監督又は現業を行う職員	項目に掲載している職員	3,123千円 月額 9,700円	
	(イ) 大分県が設置する中央児童相談所において相談、調査、判定、指導又は児童の一時保護に従事する職員(ア)の手当の支給を受ける職員を除く。)		2,095千円 月額 19,400円	
22 有香島(鳥獣)による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定に基づき本市が策定する被害防止計画において定める同条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。その他市長が定める動物の殺処分作業に従事した職員	農林水産課等担当職員	20千円	1日につき 500円	

## 6 職員数の状況

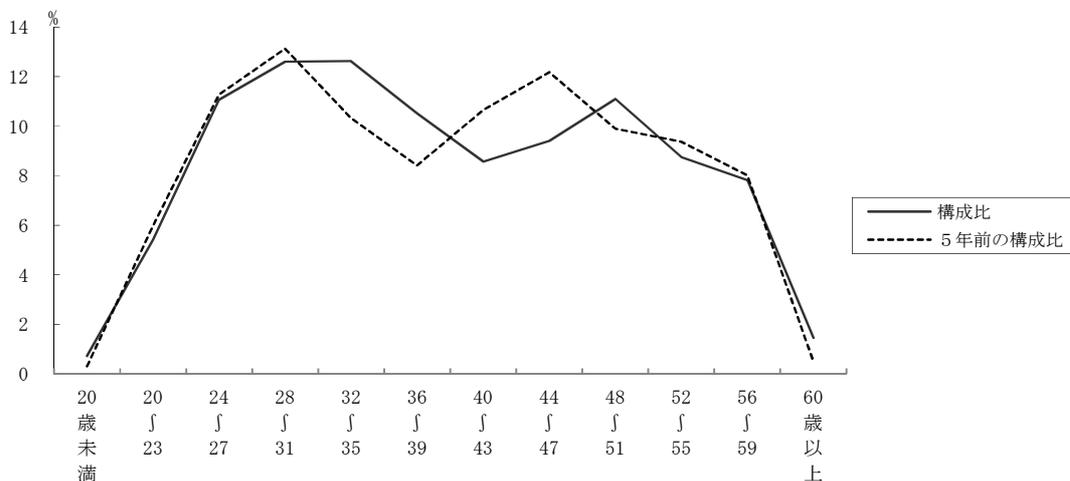
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	23	24	1	九州市議会議長会準備業務の増
		総務	544	546	2	高校総体に係る業務の増等
		税務	158	163	5	資産税業務の増等
		労働	4	4		
		農林水産	74	75	1	市長選前後の人事異動に伴うもの
		商工	82	85	3	大阪万博開催に係る観光業務の増
		土木	367	371	4	盛土関連業務の増等
		民生	560	570	10	認定こども園設置業務の増等
	衛生	446	450	4	健康相談業務の増等	
		計	2,258	2,288	30	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.20 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 47.84 人)
	教育部門	327	333	6	教育相談・特別支援業務の増等	
	消防部門	486	487	1	勤務条件の改善に伴う増	
	小計	3,071	3,108	37	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.48 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 65.57 人)	
公営会 企計業 等部門	水道	137	140	3	水道管理業務の増	
	下水道	82	86	4	下水道管理業務の増	
	その他	119	120	1	介護保険業務の増	
	小計	338	346	8		
合計		3,409	3,454	45	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.77 人	
		[ 3,998 ]	[ 4,007 ]	[ 9 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	25人	187人	382人	435人	436人	363人	296人	325人	383人	302人	270人	50人	3,454人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,103	2,162	2,200	2,227	2,258	2,288	185 ( 8.8%)
教 育	352	362	354	335	327	333	▲ 19 (▲5.4%)
消 防	463	467	479	483	486	487	24 ( 5.2%)
普通会計計	2,918	2,991	3,033	3,045	3,071	3,108	190 ( 6.5%)
公営企業等会計	332	336	335	335	338	346	14 ( 4.2%)
総合計	3,250	3,327	3,368	3,380	3,409	3,454	204 ( 6.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考)
	A		B	B/A	令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	8,424,212	1,041,393	1,038,056	12.3	12.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費221,057千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	147	562,393	102,078	234,183	898,654	6,113	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	40.8 歳	337,714 円	524,889 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大分市上下水道局	大分市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
1,561 千円	1,597 千円	1,506 千円
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	—
勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	—

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大分市上下水道局			大分市（一般行政職）			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)			1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給額 (* ) — 千円 23,082 千円			1人当たり平均支給額 2,056 千円 24,086 千円			11,058 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(\*) 個人情報保護の観点から、対象者が1人～2人の際は、金額を表示しないこととしている。

ウ 地域手当

支給実績なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）				498 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）				7,328 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）				45.0 %
手当の種類（手当数）				7
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	(ア)滞納整理に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	— 千円	徴収1件につき5円及び徴収金額の1,000分の5に相当する額から(イ)に掲げる手当額を控除した額
	(イ)停水及び停水処理並びに現地徴収に従事した職員			徴収金額の1,000分の5に相当する額を限度として勤務1回につき200円
危険作業手当	①交通を遮断することなく道路上で行う配水管布設工事等の監督若しくは検査業務又は弁栓類の操作等の業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	54 千円	1日3時間以上業務に従事した場合 1日につき 240円
	②地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足場の悪い場所において工事の監督又は検査業務に従事した職員			
	③墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以上)で行う工事の監督若しくは検査業務又は測量業務に従事した職員			
	④酸素欠乏の危険性を有する場所において調査、検査等の業務に従事した職員			
	⑤有毒ガスが発生するおそれのある業務又は危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した職員			
	⑥電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物のうち600ボルトを超える電気設備の操作、監督、点検等の業務又は当該設備に近接して行う業務に従事した職員			
用地交渉手当	用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は工事補償折衝に直接従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	— 千円	1日につき400円

緊急呼出手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日に突発事故等の発生により緊急出動の要請を受け、業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	278 千円	勤務1回につき2,000円 (緊急出動が午後10時から翌日の午前5時までの場合は、2,500円)
特殊自動車運転操作手当	給水活動のため特殊自動車を運転し、又は操作した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	58 千円	1日につき370円
しゅんせつ作業手当	公共下水道等において汚泥のしゅんせつ作業等に直接従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	1日3時間以上業務に従事した場合 1日につき 370円
災害応急作業等手当	(ア)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	1日につき530円
	(イ)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	1日につき350円
	(ウ)夜間(日没時から日出時までの間をいう。)(ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額
	(エ)管理者が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した職員		109 千円	(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	44,786 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	327 千円
支給実績(令和4年度決算)	50,999 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	381 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 1人につき3,500円～11,000円	同じ		16,923 千円	225,641 円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給(28,500円上限)	同じ		12,099 千円	295,103 円
通勤手当	1. 交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2. 交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 5,600円～26,800円)	同じ		11,562 千円	92,496 円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	同じ		16,179 千円	851,549 円
管理職員特別勤務手当	参事級以上の職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円～18,000円	同じ		30 千円	30,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和5年度	12,418,586	0	260,647	2.1	2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費368,231千円を含まない。

区 分	職員数 A 人	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和5年度	79	301,815	56,683	126,962	485,460	6,145	6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
公共下水道事業	38.0 歳	323,405 円	490,093 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大分市上下水道局	大分市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,567 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,597 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,489 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 5～10%	—

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大分市上下水道局			大分市（一般行政職）			団体平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分		
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分		
その他の加算措置			その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)				
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)			1人当たり平均支給額	
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円			1人当たり平均支給額 2,056 千円 24,086 千円			4,406 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

支給実績なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		91 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		5,090 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		21.7 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	(ア)滞納整理に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	— 千円	徴収1件につき5円及び徴収金額の1,000分の5に相当する額から(イ)に掲げる手当額を控除した額
	(イ)停水及び停水処理並びに現地徴収に従事した職員			徴収金額の1,000分の5に相当する額を限度として勤務1回につき200円
危険作業手当	①交通を遮断することなく道路上で行う配水管布設工事等の監督若しくは検査業務又は弁栓類の操作等の業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	— 千円	1日3時間以上業務に従事した場合 1日につき 240円
	②地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足場の悪い場所において工事の監督又は検査業務に従事した職員			
	③墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以上)で行う工事の監督若しくは検査業務又は測量業務に従事した職員			
	④酸素欠乏の危険性を有する場所において調査、検査等の業務に従事した職員			
	⑤有毒ガスが発生するおそれのある業務又は危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した職員			
	⑥電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物のうち600ボルトを超える電気設備の操作、監督、点検等の業務又は当該設備に近接して行う業務に従事した職員			
用地交渉手当	用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は工事補償折衝に直接従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	9 千円	1日につき400円

緊急呼出手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日に突発事故等の発生により緊急出動の要請を受け、業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	勤務1回につき2,000円 (緊急出動が午後10時から翌日の午前5時までの場合は、2,500円)
特殊自動車運転操作手当	給水活動のため特殊自動車を運転し、又は操作した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	27 千円	1日につき370円
しゅんせつ作業手当	公共下水道等において汚泥のしゅんせつ作業等に直接従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	1日3時間以上業務に従事した場合 1日につき 370円
災害応急作業等手当	(ア)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	1日につき530円
	(イ)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	1日につき350円
	(ウ)夜間(日没時から日出時までの間をいう。)(ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額
	(エ)管理者が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した職員		56 千円	(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	22,501 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	296 千円
支給実績(令和4年度決算)	29,234 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	375 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 1人につき3,500円～11,000円	同じ		11,887 千円	242,587 円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給(28,500円上限)	同じ		8,456 千円	281,882 円
通勤手当	1. 交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2. 交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 5,600円～26,800円)	同じ		6,251 千円	90,596 円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	同じ		7,419 千円	927,334 円
管理職員特別勤務手当	参事級以上の職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円～18,000円	同じ		78 千円	26,000 円